

提言

区市町村における児童虐待対応及び防止機能の充実にに向けた支援方策

* 本提言の説明内容は「 提言内容の説明 / 第 1 部 全体提言 (説明)」5 8 頁を参照してください。

提言項目 - 1

虐待防止に関わる組織の人員体制及びソーシャルワーク機能の強化

* 東京都に求められる取り組み

- (1) 子ども家庭支援センターにおける、福祉事務所のケースワーカーや児童福祉司などソーシャルワークに携わってきたスキルや経験を有する職員の配置
- (2) 児童相談センター・児童相談所における児童福祉司の増配置による区市町村へのアドバイザー機能の強化
- (3) 小児科や虐待問題の経験が豊富な児童精神科医などの医療専門職による、利用者および子ども家庭支援センタースタッフへの迅速なバックアップ体制の整備
- (4) 子ども家庭支援センターにおけるセンター長クラスの職員へのトップマネジメント研修の充実

* 区市町村に求められる取り組み

- (1) 子ども家庭支援センターにおける、福祉事務所のケースワーカーや児童福祉司などソーシャルワークに携わってきたスキルや経験を有する職員の配置
- (2) 小児科や虐待問題の経験が豊富な児童精神科医などの医療専門職による、利用者および子ども家庭支援センタースタッフへの迅速なバックアップ体制の整備
- (3) 地域における関係機関との調整やネットワーク形成等のマネジメント業務に従事する専任職員の配置

提言項目 - 2

児童相談センター・児童相談所による区市町村の児童虐待対応及び防止機能への支援の充実

* 東京都に求められる取り組み

- (1) 児童相談センター・児童相談所のもつこれまでの虐待問題対応に関わる経験やノウハウの共有化および、日常的な相談体制・アドバイスの充実
- (2) 一時保護および見守りサポート事業に関わる判断基準 (ガイドライン等) の整備
- (3) 都内広域における虐待問題への対応状況に関する情報交換の機会の充実
- (4) 守秘義務および個人情報保護や情報共有のあり方に関する事例やモデルケースの共有および判断基準 (ガイドライン等) の仕組みづくりへの支援
- (5) 都民に対するより一層の子ども家庭支援センターの役割や機能等の周知・広報

提言項目 - 3

研修の機会及びニーズに即したトレーニングプログラムの充実

* 東京都に求められる取り組み

- (1) 事例研究やロールプレイ、ケースマネジメントなどの実践的な研修機会のさらなる充実
- (2) 各地域ごとの状況に合わせた子ども家庭支援センターをはじめとする関係機関向け個別研修の実施
- (3) 都内のブロックをはじめとした広域での研究会など、他の地域から困難ケースへの対応や実践的に機能するネットワークづくり等について学ぶ機会の充実
- (4) 精神疾患や人格障害といった困難性が高いケースへの対応に関するプログラムの充実
- (5) 児童福祉のほか、高齢福祉分野や障害福祉分野などの横断的な福祉分野にふれる研修機会の設定
- (6) 親支援をはじめとしたファミリーソーシャルワークの視点を強化するプログラムの充実
- (7) 子ども家庭支援センターにおけるセンター長クラスの職員へのトップマネジメント研修の充実

* 区市町村に求められる取り組み

- (1) 都内のブロックをはじめとした広域での研究会など、他の地域から困難ケースへの対応や実践的に機能するネットワークづくり等について学ぶ機会の充実
- (2) 精神疾患や人格障害といった困難性が高いケースへの対応に関するプログラムの充実
- (3) 児童福祉のほか、高齢福祉分野や障害福祉分野などの横断的な福祉分野にふれる研修機会の設定
- (4) 親支援をはじめとしたファミリーソーシャルワークの視点を強化するプログラムの充実

提言項目 - 4

虐待問題対応関係機関との連携に対する支援の充実

* 東京都に求められる取り組み

- (1) 全区市町村における要保護児童対策地域協議会の設置の促進
- (2) 実践的に機能するネットワーク形成を行うための好事例の収集及び啓発活動の実施
- (3) 小児科、産婦人科の医療機関、保健所・センター、保育所など、妊産婦期から母子に関わる機関への児童虐待に関する啓発、理解の促進および要保護児童対策地域協議会への参加促進等の働きかけ
- (4) 公立私立を問わず幼稚園をはじめとした学校等教育機関における虐待問題対応のための運営責任者への理解促進および要保護児童対策地域協議会への参加促進等の働きかけ
- (5) 主任児童委員による見守りサポート事業等に関わる活動の充実に向けた地域における環境整備および他機関への役割の周知・広報

* 区市町村に求められる取り組み

- (1) 小児科、産婦人科、保健所・センター、保育所など、妊産婦期から母子に関わる機関への児童虐待に関する啓発、理解の促進および要保護児童対策地域協議会への参加促進等の働き

かけ

- (2) 公立私立を問わず幼稚園をはじめとした学校等教育機関における虐待問題対応のための運営責任者レベルへの理解促進および要保護児童対策地域協議会への参加促進等の働きかけ
- (3) 主任児童委員による見守りサポート事業等に関わる活動の充実に向けた地域における環境整備および他機関への役割の周知・広報
- (4) 児童養護施設をはじめとした乳児院や母子生活支援施設等の児童福祉施設の要保護児童対策地域協議会への参加促進等の働きかけ
- (5) 区市町村行政内部における関係部局間の連携強化

* 福祉事業者や社会福祉協議会に求められる取り組み

- (1) 被虐待児童や、親に対する施設サービスの柔軟な提供
- (2) 虐待問題や子育て支援に関わっているNPOやボランティア・グループなどの市民活動団体とのネットワーキングへの支援
- (3) 地域におけるDV問題をはじめとした暴力の世代間の連鎖に関する課題提起や、取り組みを行なっている社会資源の紹介などの広報・啓発活動の充実
- (4) 児童養護施設をはじめとした乳児院や母子生活支援施設等の児童福祉施設の要保護児童対策地域協議会への参加協力

提言項目 - 5

区市町村における児童虐待対応及び防止機能の基盤強化および制度施策の整備

* 東京都に求められる取り組み

- (1) 相談や訪問、ショートステイ等に加えて、さらなる子ども家庭支援センターの具体的なサービス機能の充実
- (2) 虐待防止を目的とした条例等、子ども家庭支援センターの活動を法的に支える制度施策の整備

* 区市町村に求められる取り組み

- (1) 相談や訪問、ショートステイ等に加えて、さらなる子ども家庭支援センターの具体的なサービス機能の充実
- (2) 虐待防止を目的とした条例等、子ども家庭支援センターの活動を法的に支える制度施策の整備
- (3) 区市町村独自の虐待に関する判断基準（ガイドライン等）の整備

< 提言の背景 >

児童福祉法および児童虐待防止法の改正に伴って、平成 17 年 4 月より、区市町村が児童虐待問題への第一義的窓口として役割が明確化されました。東京都は平成 7 年から各区市町村における子ども家庭支援センターの設置を開始し、平成 15 年からは、児童相談所との密接な連携を前提に、児童虐待への対応を特徴とする「先駆型子ども家庭支援センター設置」を進めてきました。

地域における児童虐待対応及び予防機能の強化には、子ども家庭支援センターが地域の中核的機関として、保健所・保健センター、小児科、産婦人科、精神科などの医療機関、保育所や児童養護施設、主任児童委員、幼稚園、小・中・高等学校、ボランティアグループや市民活動団体など、地域の様々な関係機関と協力し、虐待問題への対応及び予防に向けて実践的に機能するネットワークを形成しながら、リーダーシップを発揮し、柔軟に児童虐待問題にアプローチすることが求められています。

今後さらなる児童虐待問題への迅速な対応および予防に向けて、地域における子ども家庭支援センターを中心とした虐待防止の取り組みの充実について、福祉関係者や、区市町村行政および東京都に求められることを提言します。

東京都社会福祉協議会では、昨年12月に区市町村行政児童福祉主管課、子ども家庭支援センター、保健所・保健センターに対して、児童虐待対応及び予防に関する区市町村アンケートを実施し、これからの児童虐待対応に必要な取り組みについて調査報告書「児童虐待対応及び予防に関するアンケート報告書（税込800円）」をまとめました。